

海側幹線 本線部道路予定区域用地の利用について

1 趣旨

本県が所管する海側幹線本線部道路予定区域の一部について、工事着手までの一定期間、当該用地の利用が可能です。

地域のまちづくりや活性化などの観点から、企画提案方式による利用予定者の公募を実施し、民間のアイデアと活力を取り入れ、有効活用を図ることとしています。

2 対象物件

区分	所在地	面積	最低価格 (占用料)
道路予定区域	金沢市福増町北 1452 番外	12,748.2m ²	未定

※対象物件は水路で分断されています。

※最低価格は、公募を実施する際、改めて算定します（H25年に公募した際は約640万円）。

3 利用用途

周辺の居住環境や土地利用状況等との調和を保ち、地域のまちづくりや活性化などに資する用途を求めます。

建築物に係る基準等の概要については、別添の物件明細書（別紙1）に記載します。また、次の（1）から（9）に該当する使用はできません。

- （1）各種法令に適合しないもの。
- （2）公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。
- （3）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「風俗営業」に該当するもの。
- （4）事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するのためのもの。
- （5）悪臭、騒音等を発するもの。
- （6）政治的又は宗教的用途に使用すること。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること。
- （8）その他石川県が適さないと判断した用途に使用すること。
- （9）第三者をして（1）から（8）の用途に使用させること。

4 利用期間

利用期間は、占用許可日から5年間利用可能であり、本県が支障なしと判断した場合は、利用期間を更新し、最長で令和10年3月31日まで利用することができます。

なお、利用期間の更新は、1回につき、5年間までとします。

5 物件の利用形態

道路法第32条の規定に基づき、道路占用許可で取り扱います。

6 占用料（利用料）

本県が設定する最低価格以上の価格での利用が条件となります。

7 利用者の資格

本概要に記載する事項を理解し、物件を適確に管理できる法人、または、複数の法人からなる団体（以下「企業体」という。）であれば利用いただけます。

ただし、企業体で利用する場合は、企業体を代表する法人（以下「代表法人」という。）を1者選定し、本件に係る全ての責任を代表法人が負うものとします。

なお、石川県暴力団排除条例（平成23年条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は以下に該当する者は、利用することはできません。

- (1) 役員等が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

8 利用条件

- (1) 対象物件は、将来の道路事業予定地であり、その使用は暫定的な利用であることを理解し、次の①から⑤を遵守して、ご利用ください。
 - ①道路占用による土地利用は道路の特別使用許可であるため、本概要を遵守し、道路管理者の指示に従って利用すること。
 - ②道路占用による土地利用では、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用すること。
 - ③道路占用による土地利用では、占用期間満了までに原状回復して返還することを原則とし、道路管理者の指定する合理的な状態で土地の返還をすること。
 - ④車両等の安全な乗り入れ形態の確保など、周辺道路の交通安全に十分に配慮すること。
- (2) 使用に伴って工事を行う場合は、道路管理者の指示に従って対応してください。
- (3) 交通に支障が生ずる場合は、所轄の警察署の指示に従ってください。
- (4) 土地に対して施設、設備を設置・撤去する場合は、占用者の負担になります。
- (5) その他、詳細な条件は、「詳細条件」（別紙2）を確認してください。

9 相談・手続きについて

相談または希望される方は、本概要をお読みいただき、以上の事項をご承知の上、ご連絡ください。